

滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する規則

[平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター規則第 10 号]

改正	平成 18 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	平成 20 年 2 月 29 日	規則第 2 号
	平成 22 年 6 月 30 日	規則第 6 号
	平成 29 年 3 月 10 日	規則第 2 号
	令和 2 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	令和 4 年 8 月 1 日	規則第 3 号
	令和 5 年 3 月 31 日	規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）および滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例（平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の育児休業等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第 2 条 育児休業法に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(条例第 2 条第 4 号ア（イ）の管理者が定める非常勤職員)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 4 号ア（イ）の規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員または週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である非常勤職員とする。

(条例第 2 条の 3 第 3 号ウの規則で定める場合)

第 2 条の 3 条例第 2 条の 3 第 3 号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 2 条の 3 第 3 号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園における保育または児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の 1 歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第 2 条の 3 第 3 号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該子を現に監護するものまたは児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者もしくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項

の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合または産後8週間を経過しない場合

(3) 条例第3条第1号から第4号に掲げる事情に該当した場合

(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)

第3条 前条の規定は、条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条の2 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第1号)により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(条例第2条の3第2号に規定する地方等育児休業をいう。以下この号において同じ。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りではない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第

7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業に係る子の養育状況の変更の届出）

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、養育状況変更届（様式第2号）により、遅滞なく任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 第3条の2第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児休業をしている職員の職務復帰）

第6条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が退職または停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、または育児休業の承認が取り消されたとき（条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）

は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（育児休業をした職員の職場復帰後における号給の調整）

第6条の2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、条例第8条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（滋賀県市町村職員研修センター職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第8号）第22条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）またはその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者と協議して、その者の号給を調整することができる。

（育児休業に係る書面の交付）

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対してその旨を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、当該書面の交付に代えて他の適当な方法によることができる。

- (1) 職員の育児休業を承認する場合
- (2) 職員の育児休業の期間を延長する場合

(3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続いて当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(育児休業に伴う任期付採用に係る書面の交付)

第7条の2 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対してその旨を記載した書面を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、書面の交付によらないことを適当と認めるときは、その他適当な方法をもって書面の交付に替えることができる。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

(2) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第7条の3 条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間

(2) 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例施行規則(平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第7号)第34条第1項第3号から第5号までまたは第7号に掲げる職員(同項第4号に掲げる職員については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)として在職した期間

(3) 休職にされていた期間(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第5号)第29条第1項の規定の適用を受ける職員であった期間を除く。)

(育児短時間勤務計画書)

第7条の4 条例第10条第6号の育児短時間勤務計画書は、様式第3号によるものとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第8条 条例第7条第1項の規則で定める勤務した時間に相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間

(2) 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例施行規則第34条第1項第3号、第4号、第6号または第7号に掲げる職員として在任した期間

(3) 休職にされていた期間(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第5号)第29条第1項の規定の適用を受ける職員であった期間を除く。)

(条例第11条の規則で定める日数等)

第9条 条例第11条の規則で定める日数は12日とし、同条の規則で定める時間は16時間とする。

(育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続)

第10条 条例第12条の育児短時間勤務承認請求書は、様式第4号とする。

2 第3条の2第2項の規定は、育児短時間勤務の承認または期間の延長について準用する。

(育児短時間勤務に係る子の養育状況の変更の届出)

第11条 第5条の規定は、育児短時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に係る書面の交付)

第12条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、または育児短時間勤務の承認が取り消された場合

(条例第19条第2号の管理者が定める非常勤職員)

第12条の2 条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員または週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る書面の交付)

第13条 任命権者は、次に掲げる場合には、書面を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、書面の交付によらないことを適当と認めるときは、書面に代わる文書の交付その他適当な方法をもって書面の交付に替えることができる。

- (1) 育児休業法第18条第1項の規定により職員を採用した場合
- (2) 短時間勤務職員の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により短時間勤務職員が当然に退職した場合

(部分休業の承認の請求手続)

第14条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第5号)により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(その他)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

2 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例施行規則（平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出し中「再任用短時間勤務職員に係る」を削る。

第 34 条第 1 項第 6 号中「第 6 条の 2」を「第 7 条」に改める。

第 36 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の 2 分の 1 の期間

第 37 条第 1 号中「第 11 条」を「第 21 条」に改める。

第 46 条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、同項第 7 号中「第 9 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同号を 8 号とし、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

付 則

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。